



資料提供	
令和5年3月3日	
担当課 (担当)	職員課 (塩谷) 30-8115 (内線 7140) こども家庭課 (山下) 30-8235 (内線 7490) 学校教育課 (安本) 30-8410 (内線 7820)

鳥取市のマスク着用の考え方について

国のマスク着用の考え方（令和5年3月13日以降）の見直しに伴う本市の考え方は下記のとおりです。

記

1 庁舎等

- 市職員：3月13日以降も当面の間、業務時間中のマスクの着用を継続。
- 来庁者：個人の判断に委ねることとし、着用を求めない。
- 指定管理施設：市職員の対応を基本に、施設利用の状況等により指定管理者と協議して判断。

2 公立保育園・公立幼稚園等

- 園児：2歳未満児のマスク着用は奨めない。
2歳以上児についても、マスクの着用は求めない。
- 来園者（保護者）等：個人の判断に委ねることとし、着用を求めない。
- 職員：3月13日以降も当面の間、業務時間中のマスクの着用を継続。

【卒園式・入園式】

- 園児：マスクの着用しないことを基本とする。着用は本人又は保護者の意向による。
- 来賓・保護者等：マスクの着用を基本とする。（感染対策上の観点）
- 職員：マスクの着用をしないことを基本とする。

3 小・中・義務教育学校

- 児童生徒：今年度中は、マスクの着用を継続。4月1日以降は、マスクの着用を求めない。
- 職員：3月13日以降も当面の間、業務時間中のマスクの着用を継続。

【卒業式・入学式】

- 児童生徒：マスクの着用しないことを基本とする。着用は本人又は保護者の意向による。
- 来賓・保護者等：マスクの着用を基本とする。（感染対策上の観点）
- 職員：マスクの着用をしないことを基本とする。

※国歌・校歌等の斉唱、合唱等実施する場合は、マスク着用など一定の感染症対策を講じたうえで実施。

※なお、今後新たな国の方針が示されれば、変更の可能性もある。